

## 解体工事に伴う給水装置破損事故の予防のお願い

～工事関係者の皆さまへ～

最近、建物等の解体工事において、給水管等の給水装置を損傷・破損する事故が相次いでいます。工事関係者の皆さまにおかれましては、下記注意事項をご理解いただき、給水装置の損傷・破損事故の予防にご協力願います。

### 事前調査

- 解体工事の施工に先立ち、**現地で止水栓・メーターボックスの位置を確認**して下さい。
- 止水栓が正常に機能するかどうか確認**してください。  
(もし正常に止水できない場合は、後日、市で無償修繕が可能です。)

### 施工当日

- 解体作業に先立ち、**止水栓ボックスやメーターボックス内の止水栓を閉めて**ください。
- 重機オペレーターや作業員に、メーターボックス、止水栓等の位置を周知するとともに、**破損を防ぐための防護**を行ってください。

### 給水装置を破損させた場合

- メーターボックスから建物側で給水管を破損し、事前に止水栓を閉め忘れていたことによって漏水した場合は、止水栓を閉めて止水して下さい。
- 水道メーターから道路側の給水管を破損し、止水ができなくなった場合は、**早急に柏原市指定給水装置工事事業者（裏面参照）に連絡し、工事関係者の費用において修繕**を行ってください。
- もし、柏原市指定給水装置工事事業者の手配が出来ない場合は、柏原市が契約している水道業者を紹介しますが、**費用等については、当該水道業者にご確認**ください。
- 水道メーターは市の所有物です。紛失・破損させた場合は、**弁償していただきます。**

### 【お問い合わせ先】

柏原市上下水道部水道工務課管理係

(平日昼間) TEL : 072-972-1606

(平日夜間及び土日祝日) TEL : 072-978-6195 (玉手浄水場)